

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月31日
【会社名】	S B Sホールディングス株式会社
【英訳名】	SBS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌田 正彦
【本店の所在の場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2222(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 410,990,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,630株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1 平成22年8月31日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	5,630株	410,990,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	5,630株	410,990,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
73,000	-	1株	平成22年9月22日	-	平成22年9月22日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
S B Sホールディングス株式会社 人事総務部	東京都墨田区太平四丁目1番3号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
住友信託銀行株式会社 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
410,990,000	-	410,990,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額410,990,000円については、全額借入金の返済に充当する予定であります。

返済の時期は、平成22年9月を予定しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

名称	住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第139期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月30日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第140期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） 平成22年8月13日 関東財務局長に提出

#### (2) 提出者と割当予定先との間の関係（平成22年8月31日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	資金借入取引があります。

#### 従業員持株会信託型ESOPの内容

割当予定先である住友信託銀行株式会社（信託口）は、当社と住友信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、住友信託銀行株式会社を受託者とする特定金銭信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する従業員持株会信託型ESOP（以下「本プラン」といいます。）の内容を記載します。なお、SBSホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）は従来より存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではございません。

#### 1. 概要

本プランは、本持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、住友信託銀行株式会社（信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を住友信託銀行株式会社、借入人を住友信託銀行株式会社（信託口）とする二者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、住友信託銀行株式会社（信託口）と当社の間で、有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。住友信託銀行株式会社（信託口）が取得した当社株式は、信託期間内（5年）において、毎月一定日にその時々々の時価で本持株会に売却します。

住友信託銀行株式会社（信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、住友信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。借入元利金の返済後、本信託内に残余財産が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する従業員（下記3.をご参照下さい。）に分配します。なお、借入金が完済できない場合は、損失補償契約に基づき補償人である当社が補償履行します。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約に定める株式の取扱いに関するガイドラインに従って議決権行使の指図を受託者に対して行い、受託者はその指図に従い議決権を行使します。

#### 2. 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

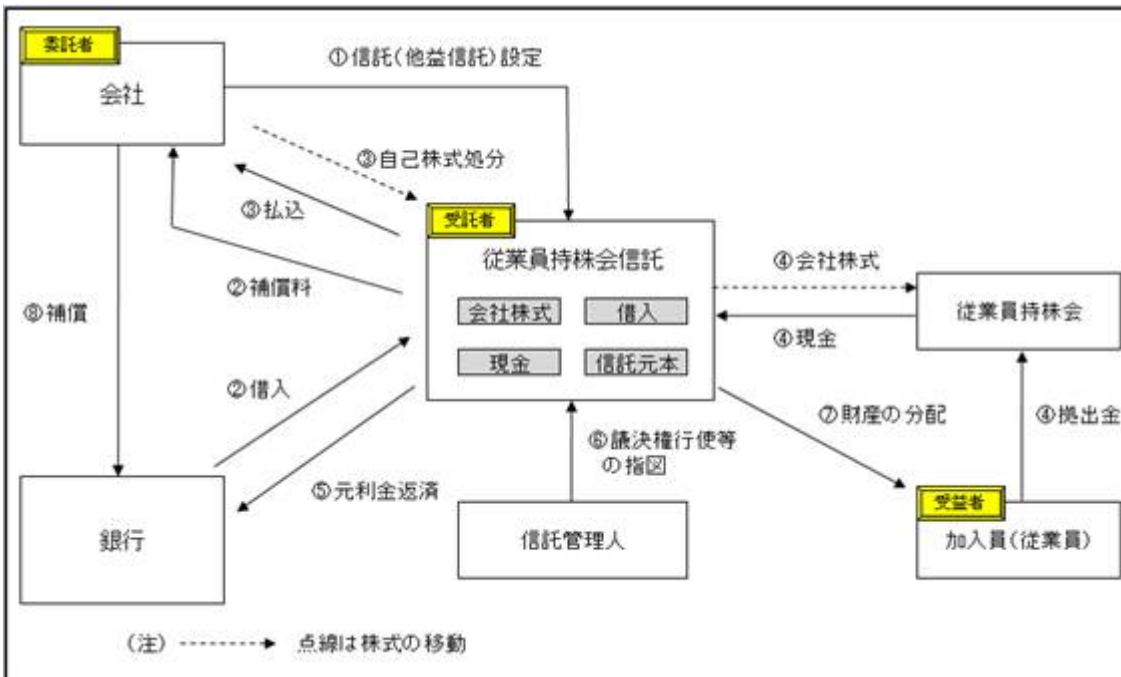
5,630株

#### 3. 受益者の範囲

本信託契約で受益者となり得る者は、持株会への売却期間内に本持株会に加入していた者（但し、定年退職、転籍ならびに

役員への昇格等の会社都合による退会又は再雇用期間中における退職によって本持株会を退会した者を含みます。)のうち、所定の受益者確定手続きに基づいて受益者として確定した者とします。

(本信託の仕組み)





#### （7）割当予定先の実態

割当予定先である住友信託銀行株式会社（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人は、本信託契約締結時および信託財産である株式の売買発注時において当社に関する未公表の重要事実等を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。なお、信託管理人及び受益者代理人は、住友信託銀行株式会社（信託口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める株式の取扱いに関するガイドラインに従います。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等となんらかの関係を有しているか否かについては、住友信託銀行株式会社のディスクロージャー誌及びCSRレポートの公開情報に基づく調査によって、特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。また、割当予定先が特定団体等のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

#### 3【発行条件に関する事項】

##### （1）払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は従業員持株会信託型ESOP（本プラン）の導入を目的として行われます。また処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため平成22年8月30日の大阪証券取引所における当社株式終値77,500円に0.94194を乗じた額である73,000円としております。処分価額は、取締役会決議日直前のマーケット・プライスを基準とし、適正なディスカウント率の範囲で決定しており、特に有利な価額とはいえず合理的ものと判断しております。なお、当該価額は大阪証券取引所における当社株式の1ヶ月（平成22年8月2日～平成22年8月30日）終値平均である75,228円（円未満切捨て）からの乖離率2.96%、3ヶ月（平成22年5月31日～平成22年8月30日）終値平均である72,233円（円未満切捨て）からの乖離率1.06%、及び6ヶ月（平成22年3月1日～平成22年8月30日）終値平均である72,523円（円未満切捨て）からの乖離率0.65%となっております。上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

##### （2）処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、信託設定期間である5年間に本持株会が買付ける予定の金額を処分価額で除した株数であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。

尚、希薄化の規模は発行済株式数に対し4.31%（平成22年6月30日時点の総議決権数122,198個に対する割合は4.61%）となります。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
鎌田 正彦	東京都大田区	64,128	52.48%	64,128	50.17%
住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラ スティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口））	大阪府大阪市中央区北浜四丁 目5番33号 （東京都港区浜松町二丁目11 番3号）	-	-	5,630	4.40%
伊達 寛	東京都荒川区	4,348	3.56%	4,348	3.40%
SBSホールディングス従 業員持株会	東京都墨田区太平四丁目1番 3号	3,516	2.88%	3,516	2.75%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント （常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行決済営 業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON, EC2P 2HD, ENGLAND （東京都中央区月島四丁目16 番13号）	3,348	2.74%	3,348	2.62%
大内 純一	東京都世田谷区	3,094	2.53%	3,094	2.42%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	2,549	2.09%	2,549	1.99%
吉岡 博之	埼玉県鶴ヶ島市	1,889	1.55%	1,889	1.48%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託 口）	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	1,580	1.29%	1,580	1.24%
株式会社スリーイーコーポ レーション	東京都中央区日本橋小伝馬町 4番2号	1,560	1.28%	1,560	1.22%
計	-	86,012	70.39%	91,642	71.69%

（注）1 平成22年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか当社保有の自己株式8,486株は割当後2,856株となります。

3 上記の割当後の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

住友信託銀行株式会社（信託口） 5,630株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 2,549株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 1,580株

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年8月31日）までの間において生じた変更、追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年8月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第25期 第2四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 3月30日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

S B Sホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S B Sホールディングス株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、S B Sホールディングス株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

S B Sホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成21年 3月30日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 3月30日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。